

## その他（中小企業支援など）に関する整理

### 1. 中小企業支援

我が国の特許権侵害訴訟の提起者の約6割は中小企業が占めている中で、中小企業は特許権侵害訴訟を提起した際の勝訴率が大企業と比較して低いことに見られるように、中小企業が特許権侵害に対する回復を十分実現できていないことが指摘されており、中小企業が成長産業である高付加価値産業の担い手として期待されることを踏まえて、中小企業への必要な支援の在り方等が問題となる。

中小企業にとっては、訴訟遂行のための負担が紛争処理システムの利用の障害になり得ることから、その負担を軽減するような支援が考えられる。そのための必要な措置については、人的リソースの問題と、印紙代を含む裁判に関する経費の問題の2つへの対応が考えられる。

#### ・ 人的リソースについて

訴訟手続は、弁護士的能力次第で結果に差が出るものであるが、めったに知財訴訟を経験しない中小企業にとっては、誰が良い代理人かも分からないし、そもそも、中小企業では、知財部機能がないあるいはあっても弱体であるとの指摘がある。一方で、中小企業が勝訴できないのは、特許そのもののポートフォリオやマネジメントが良くないためであり、それに対する支援が必要であるとの指摘もある。

このような人的リソースに関する支援として、官民における取組が行われている。

例えば、知財総合支援窓口においては、(独)工業所有権情報・研修館を活用し、弁理士・弁護士等の活用の拡大（全窓口に専門家を週1回以上配置）及び直接訪問による支援強化、中小企業支援機関との連携強化等抜本的な機能強化を実施している。また、よろず支援拠点においては、相談員に対してアドバイス等を行うために全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員が行う知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備する予定である。

さらに、日本弁理士会では、特許、デザイン、ブランド、コンテンツ、製造ノウハウなどの知的財産を上手に活用して、さらに上を目指す中小企業を応援するため、「弁理士知財キャラバン」事業を立ち上げている。日本弁護士連合会では、利用しやすい相談態勢を整備し、他の中小企業関連機関と連携しながら様々な施策を立案・実行することのできる組織として、ひまわり中小企業センターを設置している。

人的リソースに関する中小企業等への支援に関しては、官民が様々な観点で取り組んでいるが、利用者の視点等に立って、不断の見直し・拡充に努めていくことが必要と考えられる。

#### ・ 印紙代を含む裁判に関する経費の問題について

裁判の費用、特に印紙代が高いため中小企業が損害額の一部を請求する訴訟をせざるを得ないとの指摘がある。

印紙代については、差止請求では損害賠償請求のように一部請求する手法が使えないが、差止めの場合でも仮処分であれば安いとする指摘や、中小企業に

とって印紙代は高い印象はないとの指摘もあった。一方で、弁護士費用は、知財訴訟はタイムチャージとなる場合が多いことから、印紙代と比較すると、一桁から二桁高いとの指摘がある。実際に、中小企業は大企業に比べて訴訟に要する費用が経営に及ぼすダメージが非常に大きく、裁判が長期化すると、倒産してしまう場合があるとの指摘があった。

これに対する具体的な対応策として、訴訟に要する費用に関する助成金制度が考えられる。具体的に、勝訴した場合には国に返還すれば良いとすれば、国にとってあまり負担にならないのではないかと指摘があった。

しかし、特許権侵害に対する中小企業の訴訟のみに助成金制度を設けることの妥当性や、濫訴が生じる懸念などの課題が考えられる。したがって、訴訟費用に関する助成金制度については、こうした課題も踏まえ、その是非を引き続き検討することが適当である。

## 2. 地方における知財司法アクセスの改善

地方における知財司法アクセスについては、知財司法アクセスを改善するテレビ会議システムの利用の促進が考えられる。この点、システムの周知を進めることが必要であり、積極的な広報活動を求める指摘がある。

他方で、原告被告の双方が遠隔地にいる場合には、どちらかが裁判管轄のある東京か大阪に出てこないといけないことが不便であるとの指摘があった。これに対し、現行法上弁論準備手続きは一方当事者が期日に出席しなければならないが、書面による準備手続きに付せば、対応できるとの指摘もあった。

また、東京と大阪に限定されている裁判管轄について、知的財産を専門とする若い有為な人材が地方に浸透することが、地方における産学連携、地域のベンチャー支援等、地方創生にとって重要であることから、他の地域でもできるようにすべきとの指摘がある。一方で、管轄の集中により、担当できる事件数が多くなることに加え、研修や研究会、意見交換会が行われ、専門性が上がったとの指摘もあった。

以上から、地方における知財司法アクセスについては、当面、テレビ会議システムの活用を促進するため、その周知を引き続き積極的に行うことが強く期待されるとともに、当事者双方が遠隔地にいる場合の対応策について、書面による準備手続きにする方法が解決策になるかどうかも含めて検討することが適当である。

また、専属管轄の見直しについては、テレビ会議システムの活用による対応状況や事案数の推移などを見た上で、必要に応じ検討することが適当であると考えられる。

## 3. 知財紛争処理システムに関する情報公開等

知財紛争処理システムに関する情報公開を行うことで、制度に対する信頼感が高まり、裁判結果の予見可能性が高くなり交渉もしやすくなるとの指摘がある。

この点、少なくともビジネス訴訟については訴訟提起、進行状況などできるだけ多くの情報の開示を求める指摘がある。一方で、何でも公開されるのであれば、かえって提訴する意欲が下がる可能性があるとの指摘や、紛争について積極的に知られたくない当事者もいることから、慎重に検討すべきであるとの指摘もある。

以上から、知財紛争処理システムに関する情報公開については、制度への信頼感

や予見可能性向上につながると考えられ、公開することにより生ずる問題点についても配慮しながら、積極的な取組が強く期待される。

また、情報公開の一環として、海外発信についても、日本企業がアジア諸国に進出する中、官民一体となって、日本の知財紛争処理システムをアジア諸国に売り込んでいけば、日本企業がアジア諸国に進出しやすくなるとの指摘や、英語による海外発信を行わないとルールメイキングに影響を与えられないとの指摘がある。

グローバル化がますます進展する中で、国際的な視点は重要であり、海外発信についても、積極的な取組が強く期待される。

#### 4. 方向性

中小企業への必要な支援の在り方に関して、人的リソースについては、官民が様々な観点で取り組んでいるが、利用者の視点等に立って、不断の見直し・拡充に努めていくことが必要と考えられる。また、印紙代を含む裁判に関する経費の問題については、訴訟費用に関する助成金制度の是非を引き続き検討することが適当である。

地方における知財司法アクセスの改善に関して、当面、テレビ会議システムの活用を促進するため、その周知を引き続き積極的に行うことが強く期待されるとともに、当事者双方が遠隔地にいる場合の対応策について検討することが適当である。また、専属管轄の見直しについては、テレビ会議システムの活用による対応状況や事案数の推移などを見た上で、必要に応じ検討することが適当であると考えられる。

知財紛争処理システムに関する情報公開等に関して、海外発信も含めて、積極的な取組が強く期待される。

以上